

令和6年度第7回那珂川市農業委員会会議録

令和6年10月10日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和6年度第7回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和6年10月10日（木） 午前9時25分～午前9時56分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

2番 高橋 堅

4番 白水正彦

2. 議 案

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第30号 農用地利用集積計画の利用権設定について（新規）

3. 報 告

報告第16号 専決処分について

現況証明願いについて

報告第17号 農地パトロールの結果について

4. その他

①地域計画について

②農業委員選考委員会の委員選任について

5. 出席委員

農業委員

会長 結 城 五 子

4番 白 水 正 彦

6番 上 野 信 之

2番 高 橋 堅

5番 内 野 学

7番 佐 伯 久 典

農地最適化推進委員

2番 添 田 英 一

5番 重 松 栄 作

4番 真 鍋 利 明

6. 欠席委員

農業委員 2名

農地最適化推進委員 2名

7. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 浅 香 大 士

係 長 眞 鍋 翔 輝

農林課農林業担当

主 事 朝 日 翔一朗

午前9時25分 開会

○事務局長

それでは、時間前ですけれども、皆様おそろいですので、開会したいと思います。

携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードへの切替えをお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長

それでは、ただいまから令和6年度第7回那珂川市農業委員会総会を開会します。

本日は農業委員2名、推進委員2名が欠席です。

では、議案に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。

2番の高橋堅委員と、4番の白水正彦委員を指名します。よろしくお願いします。

なお、発言する際には挙手をして、指名されてから発言をお願いします。

それでは、議案に入ります。

議案第29号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第29号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の2ページをお願いします。資料編は1ページを御覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

当事者の住所、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

転用計画は、転用の目的が駐車場、理由の詳細は現在地が手狭になったためとなっています。

利用期間は許可後から永年となっております。

(4)の欄の所要面積が1,267.03平米となっております、3ページの表の下部、農地面積の合計1,142平米と相違しております。これは、申請地に隣接する宅地125.03平米を併せて利用されるためです。

契約の内容は賃貸借権の設定で、権利の存続期間は3年で、更新ありとなっています。

議案書の4ページから7ページが土地の登記事項証明書、8ページが字図、9ページが位置図になります。

10ページが資金計画書、11ページが預貯金の残高証明書になります。

12ページが事業計画書、13ページ、14ページが法人の登記事項証明書、16ページが被害防除計画書です。

(1)排水計画の雨水排水が自然流下、汚水処理、生活雑排水はなしです。

(2)用地造成に伴う被害防除措置は、のり面保護をしております。内容としては植生工となっております。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の1ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約0.

9ヘクタールで、第1種農地にも該当しません。1種、3種、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の17ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しています。代替地のうち不採用の土地については、施設規模や地権者との交渉不成立を理由に不採用と判断し、申請地を採用しております。

19ページが水利関係承諾書、20ページが農地転用事前協議の回答、21ページが文化財確認願についての回答です。

22ページには、既に土を入れられている状態でしたので、始末書を頂いています。

23ページ、24ページが図面になります。

説明は以上になります。

○議長

ありがとうございます。

それでは、担当は私ですので、意見を述べます。

7月31日4時頃、5条の許可申請ということで、申請人の代理人と現地を確認いたしました。

地目は畑ということですが、今のところ何も作っていませんでした。

駐車場にされるということですので、道路の高さまで造成されるということでした。

以上です。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

ありがとうございます。全員賛成により、議案第29号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第29号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第29号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の26ページをお願いします。資料編は2ページを御覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

当事者の住所、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

転用計画は、転用の目的が資材置場・駐車場、理由の詳細は現在地が手狭になったためとのことです。

利用期間は、許可後から永年となっています。

契約の内容は、売買による所有権の移転です。

議案書27ページ、28ページが土地の登記事項証明書、29ページが分筆登記の申請書です。

〇ー1については3つの筆に分筆し、〇ー1、〇ー5、〇ー6になる予定です。このうち、〇ー5を転用されるということです。

なお、分筆後の〇ー1については、令和5年3月に倉庫及び駐車場への転用許可済みです。

31ページが分筆後の測量図、32ページが位置図、33ページが資金計画書、34ページが預貯金の残高証明書です。

35ページが事業計画書、36ページから38ページが法人の登記事項証明書、39ページが被害防除計画書です。

(1)排水計画の雨水排水が、ためます、水路放流、自然流下。汚水処理、生活排水はなしです。

(2)用地造成に伴う被害防除措置は、土留め工事をする、のり面保護をするとなっております。内容は、安息角ののり面工事となっております。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の2ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。

農地の広がりとは約0.2ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。1種、3種、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の40ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しております。

代替地のうち、不採用の土地については、地権者との交渉不成立や施設規模を理由に不採用と判断し、申請地を採用しております。

41ページが水利関係承諾書、42ページが農地転用事前協議の回答です。

43ページが文化財確認願についての回答、44ページから45ページまで、各種図面になります。

説明は以上になります。

○議長

ありがとうございます。

これも担当は私ですので、意見を述べます。

9月18日10時半頃、5条の許可申請ということで、土地を見に行きました。

〇〇工業の社員の方と現地を見に行き、場所は御覧のとおり、中古車センターのところから村中に入って一番奥のところでした。

1枚目を5年の3月頃に許可願が出て、小さい倉庫が建っていました。その下で、下に行く道もイノシシが掘ってかなり荒れている状態になっていました。道も崩れかかっていたけど、今後は整備されて、駐車場と資材置場として利用されると思いますので、別に問題はないと思いました。

以上です。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ、○番委員。

○農業委員

この現地が、今言われたように農道みたいなところなんでしょう、行くまで。

○議長

行くまでは村中と同じ幅ぐらいの道がついていました。それから上はちょっと行っていないのでどうか分かりませんが、あとは山の中に入っていく道です。

○農業委員

ダンプやら通るけん、地元の方は何も言われなかったのかなと思って。

○議長

そうですね。駐車場ということで、朝晩ぐらいは出入りがあると思います。

○農業委員

ちょっと心配しているんです。狭い道ですね。

○議長

狭いですね。

○農業委員

3メートルぐらいの道ですね。

○議長

離合はできないですね。

○農業委員

ダンプとか通ったら結構道路は壊れたりするから、ちょっと心配しております。

○議長

そういう意見が出たということは、お伝えできますか。

○事務局

そうですね。許可時には伝えさせていただきますので、よろしくお願いします。

○農業委員

そうですね。大型のダンプの出入りもあると思いますので。

○事務局

この先は林道のほうに続いておりますので、その辺りは破損等、十分注意をするということで、こちらのほうから指導しておきますので、よろしくお願いします。

○議長

それでは、よろしくお願いします。

○議長

ほかに、何か質疑がある方は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第29号、番号2は許可することに決定しました。

次に、議案第30号、番号1、農地利用集積計画の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第30号、番号1、農用地利用集積計画の利用権設定について説明します。

議案書の46ページ、47ページが利用権設定についての資料になります。

資料編は3ページを御確認ください。

新規が1件になります。詳細につきましては申出書の記載内容を御確認ください。

説明は以上です。

○議長

何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第30号、番号1は承認することに決定しました。

次に、報告事項です。

報告について、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。

報告第16号、番号1、専決処分について、現況証明について報告いたします。

議案書49ページに現況証明願を添付しています。

農地転用は、令和6年3月19日付、転用目的は特定建築条件付売買予定地で、許可済みです。現地を確認し、9月5日付で現況証明書を発行済みです。

続きまして、報告第16号、番号2、現況証明について報告いたします。

議案書50ページに現況証明願を添付しています。

農地転用は昭和57年8月7日付、転用目的は植林で、許可済みです。9月26日付で現況証明書を発行済みです。

続きまして、報告第16号、番号3、専決処分について、現況証明について報告いたします。

議案書53ページに現況証明願を添付しています。

農地転用は平成11年3月5日付、転用目的は店舗で、受理済みです。9月26日付で現況証明書を発行済みです。

続きまして、報告第17号、令和5年度利用意向調査（農地パトロール）の調査結果について説明します。

別冊を御覧ください。

8月と9月に実施しました農地パトロールについては、皆さん暑い中、調査に御協力いただきありがとうございました。事務局のほうで調査結果を取りまとめましたので、御報告させていただきます。調査によって遊休農地とみなした農地について説明をします。表の縦の項目の一番上、遊休農地の部分になります。横に向かって読み上げます。

まず、遊休農地のうち、①相続税納税猶予農地が0件、②3条許可、4条5条届出後の確認が2件で2,765平米、③国報告が27件で1万5,679平米、④新規調査が4件で3,669平米、⑤令和5年利用権設定が0件、合計が33件、面積は2万2,113平米になります。

昨年度の報告値は44件、面積が2万2,317平米でしたので、件数は11件減少し、面積は204平米減少しています。

今年度は、昨年度に比べて利用権設定中の農地の遊休化が少なかったことが減少の要因となっております。遊休農地については、所有者に対して利用意向調査の文書を送っております。

次のページから、遊休農地の現地の写真を添付した一覧を載せておりますので、御確認ください。

報告については以上になります。

○議長

報告について、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がなければ、その他について事務局よりお願いします。

○事務局

〔地域計画及び農業委員選考委員会の委員選任について事務連絡〕

○議長

今日は案件も少なく、欠席者も多かったんですけども、無事に終わることができました。

もう秋も終わり、一段落されているところではあるかと思いますが、今から少しずつ寒くなっていまいりますので、お体には十分気をつけてください。はい、何か。

○農業委員

さっきの道路の件で、事務局が確認しておきますということでしたが、要請ができるとかいな。区がそういうふうな条件をつけて、どうして下さいというふうなことを言っていないと、行政が、ここはこうしなさいと言えるのかいなど。

○事務局

そうですね。道路の使い方、そういった破損の懸念というところは、行政側のほうでどこまで事前にその話ができるのかというところは、また改めて内部のほうで検討して、どのように指導していくべきかというところはちょっとお時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。次回の総会で回答させていただきます。

○農業委員

自分たちも同じような事例があつて、地元の役員さんは、分かつて押してあるなら問題ないんですけど、恐らく、区長さんも新しくなったりとかした場合は、分からんと思う。

後で大ごとになつたりして、農業委員も許可を出しておりますということを言われたらね、またいろいろあるんじゃないかなと、ちょっと心配なんですよ。

○事務局

行政のほうからどのような話までができるのかというところは確認をさせていただければというふうに考えております。御意見ありがとうございます。

○議長

貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、本日の総会を閉会といたします。ありがとうございました。

次回は11月12日 9時半からです。よろしくお願いします。

午前9時56分 閉会